

特定技能制度の分野所管省庁における取組状況

特定産業分野及び業務区分一覽

	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項	
		受入れ見込数 (5年間の最大値)	技能試験	日本語試験	従事する業務	雇用形態
厚労省	介護	50,900人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験 (上記に加えて) 介護日本語評価試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外	[1業務区分] 直接
	ビルクリーニング	20,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・建築物内部の清掃	[1業務区分] 直接
経産省	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	49,750人	製造分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理	[3業務区分] 直接
国交省	建設	34,000人	建設分野特定技能1号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・土木 ・建築 ・ライフライン・設備	[3業務区分] 直接
	造船・船用工業	11,000人	造船・船用工業分野特定技能1号試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・溶接 ・塗装 ・鉄工 ・仕上げ ・機械加工 ・電気機器組立て	[6業務区分] 直接
	自動車整備	6,500人	自動車整備分野特定技能評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務	[1業務区分] 直接
	航空	1,300人	特定技能評価試験 (航空分野:空港グランドハンドリング、航空機整備)	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等)	[2業務区分] 直接
	宿泊	11,200人	宿泊業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供	[1業務区分] 直接
農水省	農業	36,500人	農業技能測定試験 (耕種農業全般、畜産農業全般)	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)	[2業務区分] 派遣
	漁業	6,300人	漁業技能測定試験 (漁業、養殖業)	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁業機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等)	[2業務区分] 派遣
	飲食品製造業	87,200人	飲食品製造業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・飲食品製造業全般(飲食品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生)	[1業務区分] 直接
	外食業	30,500人	外食業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)	[1業務区分] 直接

分野所管省庁は特定技能外国人の受入れを行うに当たって生産性向上や国内人材確保のための取組等を行うこととされている。

政府基本方針

特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るために定める特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（出入国管理及び難民認定法第2条の3関係）（抜粋）

2 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する基本的事項

(1) 本制度による外国人の受入れは、生産性向上や国内人材確保のための取組（女性・高齢者のほか、各種の事情により就職に困難を来している者等の就業促進、人手不足を踏まえた処遇の改善等を含む。）を行った上で、なお、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（以下「特定産業分野」という。）に限って行う。生産性向上や国内人材の就労については、本制度により外国人を受け入れた後も継続して行うべきことである。

本制度の運用に当たっては、人材が不足している地域の状況に配慮し、特定技能の在留資格をもって本邦に在留する外国人（以下「特定技能外国人」という。）が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

4 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項

(4) オ 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することを防止する上で、必要な措置を講じるに当たっては、法務省、厚生労働省等の関係機関及び分野所管行政機関は、必要な情報連携を図り、特定技能外国人の地域への集中状況や、人材が不足している地域の状況の把握に努め、多角的な視点に立った検討を行うものとする。

分野所管行政機関は、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知するとともに、地方における人手不足の状況を把握し、分野別の協議会を設置するなど必要な措置を講じる。

分野別運用方針

特定産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、特定産業分野別に定める特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（出入国管理及び難民認定法第2条の4関係）（抜粋）

2 特定産業分野における人材不足の状況に関する事項

➢ 生産性向上や国内人材確保のための取組等

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

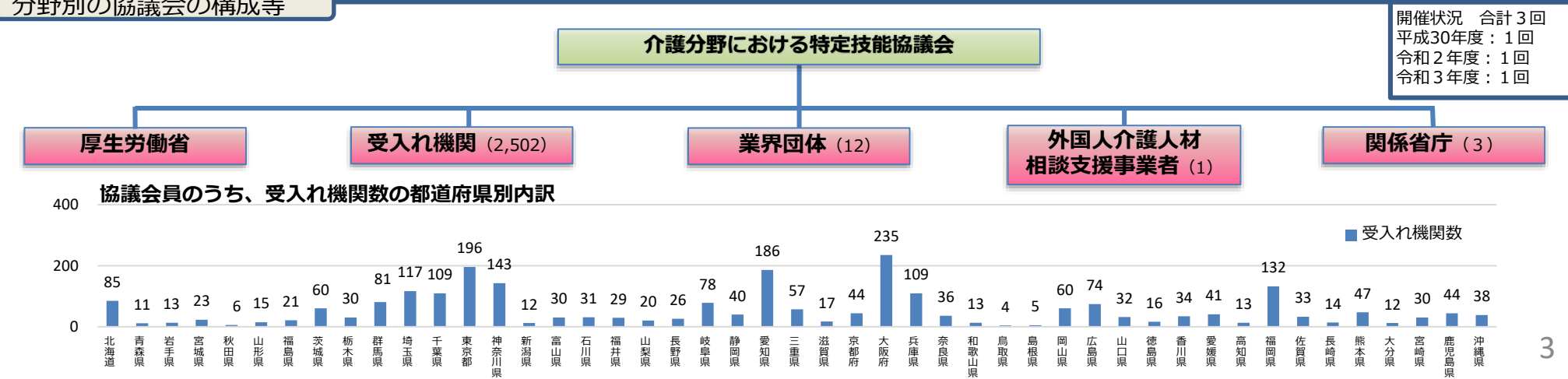
➢ 治安への影響を踏まえて講じる措置

➢ 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

分野別運用方針の記載事項に関する取組状況

生産性向上のための取組及び成果	地域医療介護総合確保基金（令和4年度予算額137億円（介護従事者確保分））の活用により、介護ロボットやICTの導入等への補助を行っている（令和3年度実績は、介護ロボット導入支援事業が2596件、ICT導入支援事業が5371件。また、介護施設・開発企業双方からの介護ロボットに関する相談窓口や、開発実証を行うリビングラボ等からなる「開発・実証・普及のプラットフォーム」を構築し、令和4年12月現在、相談窓口を17箇所、リビングラボを8箇所設置している。
国内人材に関し、就労状況の把握や人材の確保のための取組及び成果	国内人材の確保にあたっては、介護職員の処遇改善に関する加算の累次の拡充や生産性の向上に加え、介護分野へのアクティブシニア等の参入を促すための「入門的研修」の普及や介護福祉士の資格取得を目指す学生への返済免除付きの奨学金制度の充実、介護の仕事に関する魅力発信など様々な取組を進めており、地域医療介護総合確保基金等による介護人材の資質の向上のための取組については、全都道府県で実施をしているところ。 介護職員の必要数は、令和7年度には約243万人必要と推計されること、令和2年度現在、約212万人の介護職員数となっている。
治安への影響を踏まえて講じた措置	治安上の問題について、所掌事務を通して関係機関等と連携し、その把握に努めており、介護分野では、治安への影響が懸念される状況になっていないものと認識している。
特定技能外国人が大都市圏など特定の地域に集中しないための取組（地方における人手不足状況の把握を含む。）及び成果	介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を全都道府県（100以上の市区町村に試験会場を設置）で実施しており、在留資格「特定技能」へ移行を希望する地方在住の外国人等においても広く受験機会を設けている。 また、地域医療介護総合確保基金により、都道府県の実情に応じた介護人材確保の取組を支援してきたところ。令和2年度には、上記の新事業として、外国人介護人材を受入れる介護施設等におけるコミュニケーション支援や資格取得支援、生活支援等への取組に対し、補助を行う等受入れの環境を整備するための取組も進めてきており、令和4年1月現在、約半数の都道府県がこれらの取組の全部又は一部を実施している。
分野別の協議会の運営や取組状況	協議会の円滑な運営を図るため、運営委員会を設置している。運営委員会は、平成31年から毎年度開催しており、好事例の周知等情報共有などを図ってきたところ。また、運営委員に対し、特定技能に関してトピック等があればメール等で適宜情報の発信も行っている。

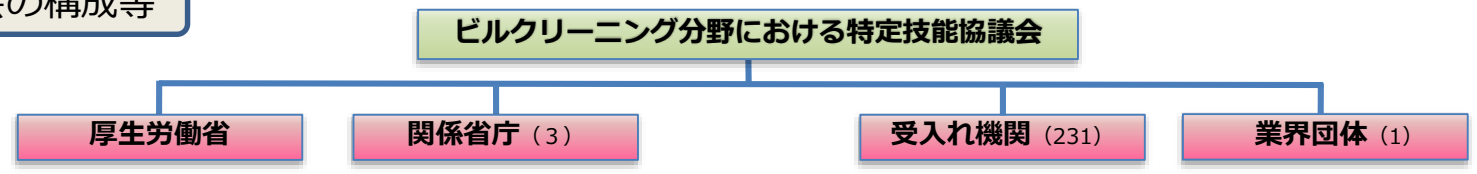
分野別の協議会の構成等



分野別運用方針の記載事項に関する取組状況

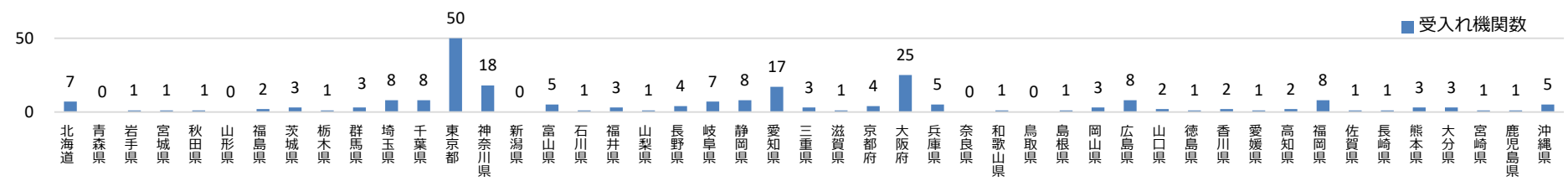
生産性向上のための取組及び成果	<p>日本ビルメンロボット協議会において、品質・性能が担保された清掃ロボットの普及に向けて、除塵型床面清掃ロボットのJIS規格の原案を検討し、令和4年3月22日にJIS規格が制定された。同協議会が、ホテルでの清掃ロボットの運用実証実験を行い、100時間/月の労働時間の削減が実証された。ビルメンテナンス関連展示会に同協議会が出展し、ロボット導入のセミナー・体験会等を行っている。</p> <p>また、建築物の空気環境の測定・点検等について、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月閣議決定）を踏まえ、自動測定技術等の調査研究を行っている。</p>
国内人材に関し、就労状況の把握や人材の確保のための取組及び成果	<p>全国ビルメンテナンス協会において、「ビルメンテナンス業高齢者雇用推進ガイドライン」を策定して、高齢者の雇用を推進するとともに、女性活躍推進法の周知や女性労働者の交流促進等に取り組んでいる。また、ビルクリーニング未経験の就職氷河期世代の者に対し、ビルクリーニング業への就労を促すため、ビルクリーニングの仕事の魅力や就労した場合のキャリアアップのモデルを紹介する動画・冊子を作成し、ビルクリーニング就労説明会を開催している。新規従業員の定着を図るため、スキルアップに向けた動画を作成し、全国ビルメンテナンス協会のホームページで公開している。賃金引上げに向けて、ビルメンテナンス業務の公共調達について、建築保全業務労働単価を用いて予定価格を積算するよう要請する通知を各省庁や地方自治体に発出するとともに、公共調達の担当者に対するセミナーを開催し、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」に基づき適正な発注が行われるよう取り組んでいる。</p> <p>ビル・建物清掃員の就業者数は、令和2年に91.1万人となっており、平成27年に比べて9.3万人増加（65歳以上が11.0万人増加、女性が3.5万人増加）している（総務省「国勢調査」より）。</p>
治安への影響を踏まえて講じた措置	<p>治安上の問題について、所掌事務を通じて、関係機関等と連携し、把握に努めており、ビルクリーニング分野では治安への影響が懸念される状況になっていないものと認識している。</p>
特定技能外国人が大都市圏など特定の地域に集中しないための取組（地方における人手不足状況の把握を含む。）及び成果	<p>ビルクリーニング分野において各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、特定技能制度の概要、特定技能人材の受入手続きや定着サポート、地方企業の受入事例等を紹介するセミナーについて、地方企業も参加しやすいオンライン形式を含めて、開催している。ビルクリーニング分野の特定技能制度について、受入れ機関、送出機関、外国人を対象としたパンフレットを作成し、制度趣旨や地方企業の受入れの優良事例等を周知している。</p> <p>都道府県別の有効求人倍率や全国ビルメンテナンス協会の実態調査により、地域的な人手不足の状況を把握している。特定技能外国人の過度集中地域が発生した場合は、技能評価試験合格証明書の発行費用を引き上げることとしているが、ビルクリーニング分野では特定技能外国人の過度集中地域が発生する状況になっていない。</p>
分野別の協議会の運営や取組状況	<p>ビルクリーニング分野特定技能協議会について、毎年開催しており、技能評価試験の実施状況や、ビルクリーニング業界の要望等について協議を行い、ビルクリーニング分野の特定技能制度の適正な運営を図っている。</p>

分野別の協議会の構成等



開催状況 合計 5回
令和元年度：3回
令和2年度：1回
令和3年度：1回

協議会員のうち、受入れ機関数の都道府県別内訳



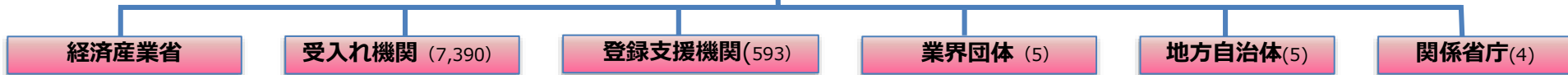
分野別運用方針の記載事項に関する取組状況

生産性向上のための取組及び成果	各企業及び業界では、引き続き、①生産プロセスの見える化等の工場のデジタル化、IoT・AI等の活用による生産プロセスの刷新等の生産現場の改善の徹底や、②研修・セミナー等の人材育成等の生産性向上のための取組を実施している。 また、経済産業省としても、企業による設備投資やIT導入を支援する施策により、企業による生産性向上の取組を支援している。
国内人材に関し、就労状況の把握や人材の確保のための取組及び成果	各企業及び業界では、引き続き、①女性や高齢者も働きやすい職場環境及び人事制度の整備や、②適正取引の推進等による適正な賃金水準の確保等に取り組んでいる。 また、経済産業省としても、①中小企業が女性、高齢者等多様な人材を活用する好事例をまとめた「人手不足ガイドライン」の普及、②賃上げに積極的な企業への税制支援、③下請等中小企業の取引改善に向けた取組等を行い、企業による国内人材確保の取組を促進している。 製造業の就業者に占める女性及び60歳以上の者の比率は、令和元年には約33%だったが、令和3年には約33.3%と0.3ポイント上昇している（総務省「労働力調査」より）。
治安への影響を踏まえて講じた措置	協議・連絡会を通じて偽造在留カードの見分け方の周知を行うとともに、構成員に対して、定期的なアンケートやヒアリングを実施し、治安上の問題となり得る事項が無いか把握することに努めた。 現時点では関係機関に共有して対処すべき深刻な治安上の影響は生じていない。
特定技能外国人が大都市圏など特定の地域に集中しないための取組（地方における人手不足状況の把握を含む。）及び成果	協議・連絡会を通じて本制度の趣旨や情報、優良事例を全国的に周知するためのオンラインセミナーを実施した。また、令和4年度の製造分野特定技能1号評価試験は、全国8か所の試験会場を設置し、特定の地域に集中しないための工夫を行った。さらに、令和4年8月に制度を一部変更したことに伴い、協議・連絡会の構成員に対して大都市圏等に過度に集中することを予防する観点から、外国人労働者の積極的な引き抜きを防止するべく周知を行った。
分野別の協議会の運営や取組状況	令和元年度に3回の対面開催、令和2年度から4年度はそれぞれ2回ずつのオンライン開催と、コロナ禍の状況も踏まえつつ合計9回の協議会を開催し、制度の周知や優良事例の共有、法令遵守の啓発などを行った。

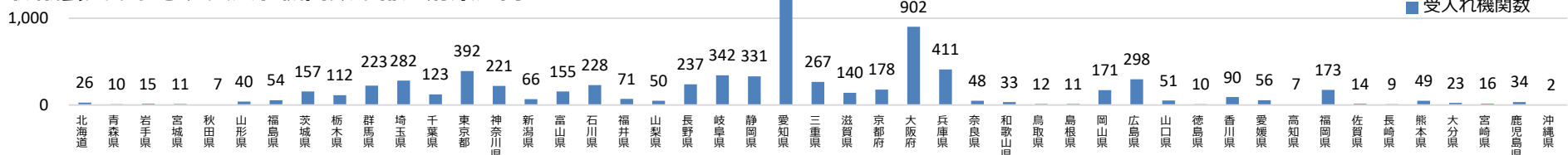
分野別の協議会の構成等

素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野における特定技能協議会
(製造業特定技能外国人材受入協議・連絡会)

開催状況 合計9回
令和元年度：3回
令和2年度：2回
令和3年度：2回
令和4年度：2回



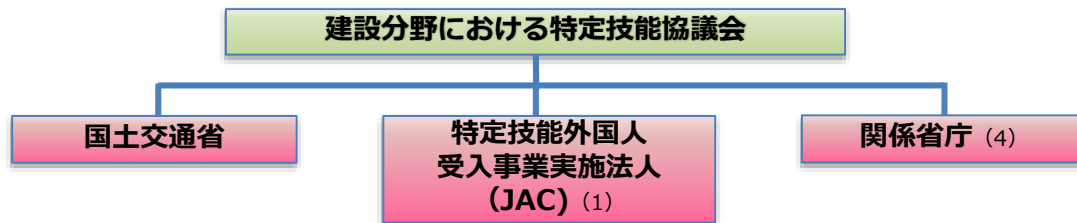
協議会員のうち、受入れ機関数の都道府県別内訳



分野別運用方針の記載事項に関する取組状況

生産性向上のための取組及び成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設現場の生産性向上のため、ICT施工等の活用によるi-Constructionを推進しており、直轄土木工事におけるICT施工は公告件数のうち約8割で実施（令和3年度） ○ 人材育成の強化のため、建設職人の技能を映像で学べる研修プログラムの拡充（令和3年7月よりWebサイトで追加公開）等を実施 ○ 施工時期の平準化については、具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 債務負担行為の活用等を総務省と連名で要請 ・ 団体ごとの平準化の進捗や取組状況を「見える化」 ・ 特に取組が進んでいない団体に対する個別の働きかけ ・ 都道府県公共工事契約業務連絡協議会（都道府県公契連）等を通じた働きかけなどに取り組んできたところ。
国内人材に関し、就労状況の把握や人材の確保のための取組及び成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年10月から社会保険加入を建設業許可の要件化。（社会保険加入率：R3 98%） ○ 建設業団体と国土交通省が連携して官民一体で建設キャリアアップシステムの普及を推進 ○ 建設分野での女性活躍については、平成26年に策定された行動計画に基づく各種取組により、女性技術者は1.1万人（平成26年）から2.3万人（令和元年）、女性技能者は8.7万人から12万人に増加。令和2年に次期行動計画を策定し、更なる女性の活躍・定着に向けて、アクションプログラムの策定、キャリアパス・ロールモデル集の作成等の取組を実施（目標：入職者に占める女性の割合を令和6年までの間前年比増等） ○ 働き方改革については、「工期に関する基準」（令和2年7月に中央建設業審議会が作成・勧告）の周知徹底等による工期の適正化、団体ごとの平準化の進捗や取組状況の「見える化」等による施工時期の平準化などの取組を行ってきたところ。
治安への影響を踏まえて講じた措置	<p>技能実習において、建設分野が他分野に比して、多くの失踪者や法令違反を出したことの反省に立ち、特定技能においては建設分野固有の措置を設けており、特定技能所属機関は外国人材の受入れ環境整備を目的とする法人（JAC）への加入が必須となっている。JACは特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れ実現に向けた行動規範を設け、全所属機関に対し行動規範の遵守の徹底を図るとともに、外国人の適正就労環境を確保するための巡回訪問を行い、国土交通省や関係機関との情報共有を行っている。</p>
特定技能外国人が大都市圏など特定の地域に集中しないための取組（地方における人手不足状況の把握を含む。）及び成果	<p>建設分野においては、特定技能外国人の受入企業に対し、「建設特定技能受入計画」の認定を受けることを義務づけている。この認定に係る報酬額の基準について、特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするための措置として、同じ事業所内の同等技能を有する日本人との比較のほか全国における同一又は類似職種の賃金の水準等を踏まえて設定するよう求めている。</p>
分野別の協議会の運営や取組状況	<p>建設分野においては、特定技能所属機関が所属を義務付けているJACが協議会の構成員となっており、当該法人より全機関への情報共有を徹底している。直近では、令和4年9月に建設分野特定技能協議会を実施し、国土交通省から8月30日に行われた区分統合について説明するとともに、JACから正会員団体が実施する研修や講習への支援事業について説明がなされた。</p>

分野別の協議会の構成等



開催状況 合計2回
令和元年度：1回
令和4年度：1回

協議会員のうち、受入れ機関数の都道府県別内訳

※制度上、受入機関はJACへの加入を義務付け

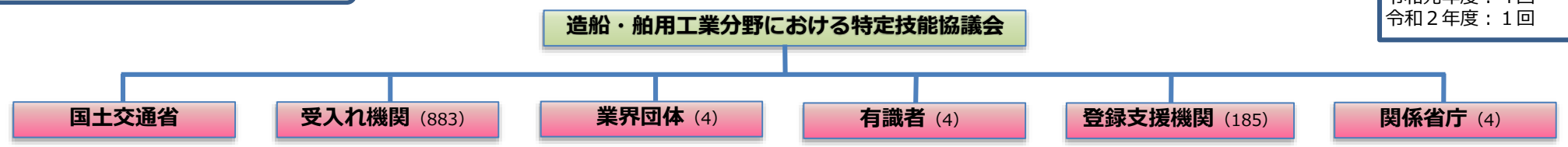
北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

分野別運用方針の記載事項に関する取組状況

生産性向上のための取組及び成果	<p>国土交通省では、造船業・舶用工業の生産性向上や事業再編を通じた事業基盤の強化を促進するため、「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（海事産業強化法）」に基づき、生産性向上や事業再編等に取り組む造船・舶用事業者の「事業基盤強化計画」を認定する制度を令和3年8月から施行し、これまでに16件（30社）の計画を認定した。認定事業者に対しては、認定した事業に係る税制特例や政府系金融機関からの長期・低利融資等の支援措置を講じている。</p> <p>加えて、我が国造船業・舶用工業全体の生産性向上及び国際競争力の強化を図るため、デジタルトランスフォーメーション（DX）に取り組む造船所を支援する補助事業や、造船事業者・舶用事業者間におけるサプライチェーンの最適化事業を行っている。</p>
国内人材に関し、就労状況の把握や人材の確保のための取組及び成果	<p>造船・舶用工業分野では、国内人材確保のため、就労環境の改善や就職希望者拡大のための取り組みを行い、また、国内人材の就労状況を把握するため、毎年度、4月1日時点における各造船所に所属する従業員数について調査を行い、就労状況の把握を行っている。</p> <p>具体的には、賃金含めた就労環境改善等に向けた取り組みとして、造船事業者、下請事業者、舶用機器メーカー等が労務費や原材料費等のコストを価格に適正に転嫁できる環境を整備することを目的とした「船舶産業取引適正化ガイドライン」を令和4年12月末に作成した。</p> <p>加えて、若い世代に造船所への関心や興味を持ってもらうため、小・中学生を対象とした造船所見学会を実施している。</p>
治安への影響を踏まえて講じた措置	現時点で、特定技能外国人を受入れたことにより治安へ影響を与えた等の事案はなく、特段の措置は講じていない。
特定技能外国人が大都市圏など特定の地域に集中しないための取組（地方における人手不足状況の把握を含む。）及び成果	現時点で、ほとんどの造船・舶用事業者が大都市圏以外の地域に所在していることや、協議会の規約に遵守事項として明記していることから、受入れ事業者が大都市圏など特定の地域に集中していない。
分野別の協議会の運営や取組状況	<p>造船・舶用工業分野における協議会は、学識者や特定技能所属機関、登録支援機関等から構成される。協議会では、特定技能外国人の受入状況や優良事例・違反事例の紹介、キャリアパスの事例等の紹介を行っている。</p> <p>また、協議会員の特定技能所属機関、登録支援機関には特定技能外国人に係る情報や特定技能制度活用促進のための海外ジョブフェアおよび国内マッチングイベントの周知などもこまめに行っている。</p>

分野別の協議会の構成等

開催状況 合計5回
令和元年度：4回
令和2年度：1回



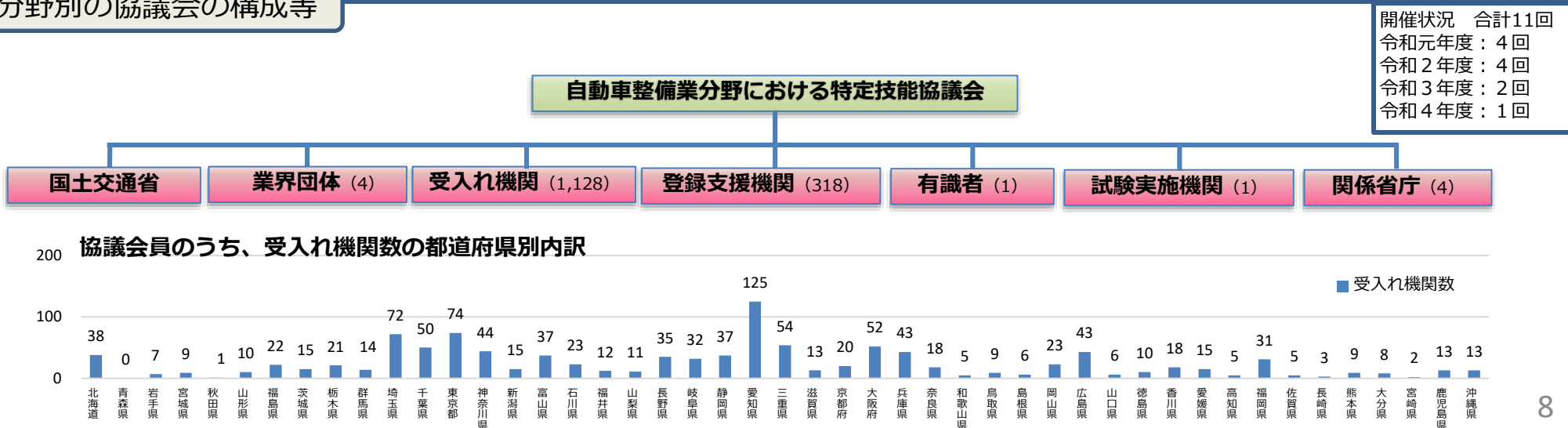
特定技能協議会のうち、受入れ機関数の都道府県別内訳



分野別運用方針の記載事項に関する取組状況

生産性向上のための取組及び成果	補助事業等により業界の取組を支援するとともに、生産性向上のための取組として、①中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく経営力向上計画の認定、②故障箇所の効率的な特定に必要な「外部故障診断装置」（スキャンツール）の導入補助等に取り組んでいるところ、スキャンツール導入支援を適用した台数の着実な増加（平成25年度より延べ16,259台）等の成果を挙げている。
国内人材に関し、就労状況の把握や人材の確保のための取組及び成果	国内人材の確保に関し、若者・女性の就業促進のため、①運輸支局長等による高等学校訪問、②自動車整備士のPRポスターや動画の作成、インターネットを活用した情報発信、③自動車整備工場の経営者に対する人材確保セミナーの開催等に取り組んでいるところ、高等学校訪問実施回数の着実な増加（平成26年度より延べ4,718回）、「自動車整備業における女性が働きやすい環境づくりのためのガイドライン」策定（平成29年12月）等の成果を挙げている。（女性の自動車整備士は年々増加傾向にあり、令和3年度末時点で平成29年度比で約2割増加している。）
治安への影響を踏まえて講じた措置	深刻な治安上の影響はこれまでのところ生じていないため、特別な措置は講じていない。
特定技能外国人が大都市圏など特定の地域に集中しないための取組（地方における人手不足状況の把握を含む。）及び成果	自動車整備分野特定技能協会を通じて、地域別の有効求人倍率や自動車保有台数等により地域的な人手不足の状況を共有しているところ。
分野別の協会の運営や取組状況	2022年10月末時点で計11回の協会会を開催し、自動車整備分野における特定技能制度の運用状況を共有している。

分野別の協会の構成等



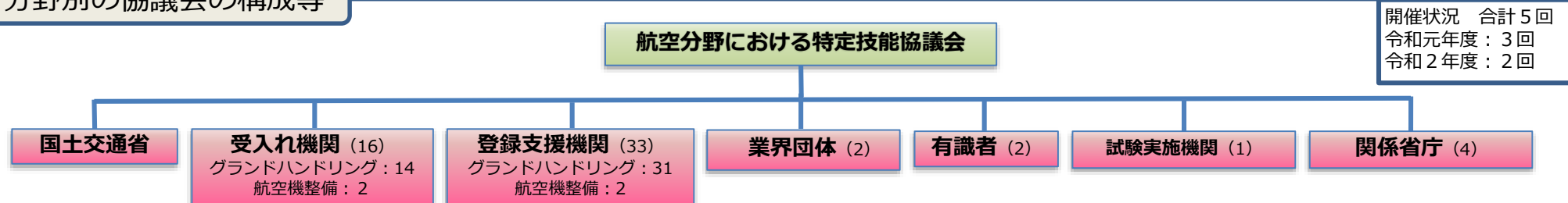
分野別運用方針の記載事項に関する取組状況

<p>生産性向上のための取組及び成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一部の空港でグランドハンドリング（以下、グラハン）の応需が困難となった事例が発生したことを踏まえ、令和2年1月に「グランドハンドリングアクションプラン」を策定し、グラハン体制強化に向けた取組みを官民一丸となって実施していくこととなった。 ○ 他方、コロナ禍の影響の長期化・甚大化により、航空需要が大幅減少し経営状況が悪化したことで、グラハン企業は、従業員の雇用維持に注力せざるを得なかった。 ○ そういった状況ではあったものの、例えば、福岡空港では、令和2年より資機材の共通化等による生産性の向上に向けた検討を始め、令和7年の本格運用に向けて、空港内でのトライアルを継続して実施しているところ。トライアルの結果として、国内線においては、効率運用により車両走行距離を削減できることが検証結果として示されており、今後もトライアルを継続し、精緻化していくこととしている。 ○ また、中部国際空港や関西国際空港等では、Spacer8600（※1）やローラートラックコンベア（※2）などの先進機材が配置されており、実運用が開始されているところ。 <ul style="list-style-type: none"> ※1 航空機出発時におけるプッシュバックをリモコン式車両により実施するもの。車両の運転が必要ないことから、特殊運転免許の取得が不要となる。また、直観的な操作が可能であることから、教育期間の大幅な削減が可能となる。さらには、監視員の削減も可能となることから、省人化にも資するものとなる。 ※2 ベルトローダー（航空機へ手荷物等を積み込む作業を行う車両）の先端を航空機の貨物室内まで延長させることで、貨物室間口に必要であった作業員を削減し、作業員の背中や肩への負担を軽減することができる。 ○ 国の取組みとしては、令和3年度にグラハン業務の省人化・省力化等に向けた先進技術等の活用に関する調査を実施し、令和4年度においては、調査で把握した先進技術を我が国の空港に導入するための実証調査を実施しているところ。
<p>国内人材に関し、就労状況の把握や人材の確保のための取組及び成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ コロナ禍が長期化・甚大化する中において、グラハン企業の就労状況等を把握するため、国は主要グラハン企業との連絡会を定期開催し、企業とのコミュニケーションを図ることに努めてきた。 ○ 前述のとおり、コロナ禍による影響は非常に大きいものであったため、グラハン企業は、従業員の雇用を維持することに注力し、来たる航空需要の回復期に向けて耐えてきたところ。 ○ コロナ禍の影響による航空需要の減少は、特に国際線において厳しく、コロナ前と比して9割以上減少している状況が長く続いていた。一方で、グラハン企業は、雇調金や産雇金などを最大限活用することにより、従業員の雇用を維持し、従業員の減少を1～2割程度の減少に留めて現在に至っているところ。
<p>治安への影響を踏まえて講じた措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定技能協議会や上述の連絡会などを通じて、治安上の問題となり得る事項の情報収集に努めてきたところ。 ○ コロナ禍の影響により、制度導入当初の想定どおりに受入れが進んでいないこともあり、現時点では治安へ影響する事態は発生していない。 ○ 航空分野としては、引き続き情報収集に努め、治安への影響が懸念される事項があった場合には、制度関係機関へ共有し、共同して必要な措置を講じることとする。
<p>特定技能外国人が大都市圏など特定の地域に集中しないための取組（地方における人手不足状況の把握を含む。）及び成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ コロナ禍が長期化・甚大化することで、航空需要は大きく落ち込み、国際線は5空港（成田・羽田・中部・関西・福岡）のみに就航している状況となり、このうち9割程度を成田・羽田が占めている状況となっていた。 ○ このため、成田・羽田を中心とした、従来からの雇用ニーズに応えるため、東京での特定技能試験（国内）を継続実施してきたところ。 ○ 他方、今年度になり、関西圏での特定技能外国人の雇用ニーズが高まったことから、令和4年10月、航空分野において制度導入後初めて東京以外の地域での特定技能試験（国内）を実施することとなった。
<p>分野別の協議会の運営や取組状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 制度導入後、分野別協議会を計5回実施している。 <ul style="list-style-type: none"> ※第1回（平成31年4月15日）、第2回（令和元年12月16日）、第3回（令和2年3月30日）、第4回（令和2年12月24日）、第5回（令和3年3月29日） ○ 特定技能試験実施機関のHPに特定技能外国人の雇用を希望する企業一覧を掲載し、試験に合格した外国人と企業のマッチング支援を行っている。航空需要の高まりに伴い、2022年4月以降、企業一覧に掲載したいとする企業が3割以上増えたところ。 ○ また、協議会加入済みの企業に対し、マッチングイベントやジョブフェアなどのイベント情報の共有などを適宜実施している。

分野別運用方針の記載事項に関する取組状況

生産性向上のための取組及び成果	○ 新型航空機の導入により、不具合の減少や整備作業の簡素化が図られている（例：A350、A320neo）。
国内人材に関し、就労状況の把握や人材の確保のための取組及び成果	○ 工業高校の学生等向けに空港での施設見学を実施（R3.12、R4.4、R4.5） ○ 全国の工業高校教職員に対する夏期講習会に航空整備分野の講座を開催（R4.7） ○ 一部の航空整備士資格の学科試験実施回数を増加（年3回→4回）（R4.9） ○ 女性向け講演会を実施（R1.12、R4.2）
治安への影響を踏まえて講じた措置	○ 深刻な治安上の影響が生じる恐れがあるような事態には至っていないため、特になし。
特定技能外国人が大都市圏など特定の地域に集中しないための取組（地方における人手不足状況の把握を含む。）及び成果	○ R4年4月に3名の受入れが行われたばかりであり、特定の地域に過度に集中することには至っていないため、特になし。
分野別の協議会の運営や取組状況	○ 制度導入後、分野別協議会を計5回実施している。 ※ 第1回（平成31年4月15日）、第2回（令和元年12月16日）、第3回（令和2年3月30日）、第4回（令和2年12月24日）、第5回（令和3年3月29日）

分野別の協議会の構成等



協議会員のうち、受入れ機関数の都道府県別内訳



分野別運用方針の記載事項に関する取組状況

生産性向上のための取組及び成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宿泊施設を核とした観光地のDX推進事業 宿泊施設におけるPMS等のシステムを地域共通の基盤等に接続し、予約・在庫等のデータを地域の関係事業者と共有し、需要予測に基づく最適な在庫管理や価格調整を可能にするなどの実証事業を行うことで、地域一体となった生産性・収益力向上を図る。 等
国内人材に関し、就労状況の把握や人材の確保のための取組及び成果	<p><就労状況の把握></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省「労働力調査」等により就労状況を把握している。 <p><人材の確保の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 観光産業の即戦力となる実践的な人材の育成 全国4地域においてモデル事業を実施し、女性や高齢者等の多様な人材が働きやすい環境づくりや兼業や副業等の新たな働き方の促進を目指す取組を支援するとともに、事例として横展開する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊業における60歳以上の従業員比率は、令和3年29.4%と、全産業平均（令和3年21.6%）と比較して高水準で推移 ・ 宿泊業における女性の従業員比率は、令和3年54.9%と、全産業平均（令和3年44.7%）と比較して高水準で推移 <p>※出典：総務省「労働力調査」</p>
治安への影響を踏まえて講じた措置	治安上の問題の発生を承知していないため、特段、措置は講じていない。
特定技能外国人が大都市圏など特定の地域に集中しないための取組（地方における人手不足状況の把握を含む。）及び成果	受け入れ人数が160人（R4年6月末）と少ないため、特段、措置を講じていない。
分野別の協議会の運営や取組状況	宿泊分野においては、有識者や特定技能所属機関、登録支援機関、業界団体等から構成される。協議会では、特定技能外国人の受入状況や優良事例の紹介、予算事業で実施している制度周知セミナー等の報告等を行っている。

分野別の協議会の構成等

宿泊分野における特定技能協議会

開催状況 合計5回
令和元年度：3回
令和2年度：1回
令和4年度：1回

観光庁

受入れ機関 (123)

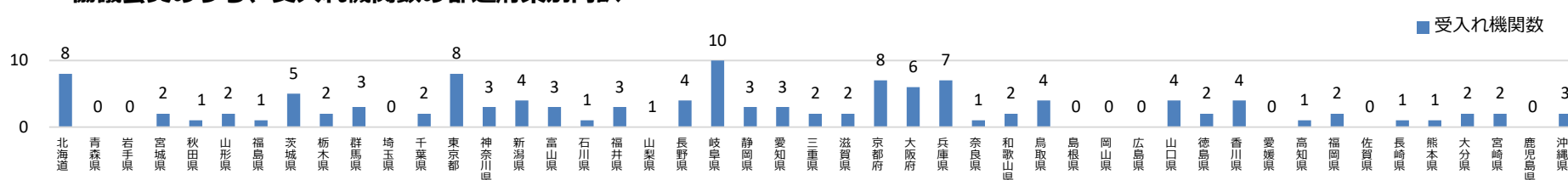
業界団体 (4)

有識者 (1)

登録支援機関 (101)

関係省庁 (4)

協議会員のうち、受入れ機関数の都道府県別内訳



分野別運用方針の記載事項に関する取組状況

生産性向上のための取組及び成果

主な取組とその成果は以下のとおり。

【担い手への農地集積・集約化】

- 担い手への農地利用集積面積は、農地中間管理機構を創設した平成26年度以降、年々増加しており、平成29年の55.2%と比べて、令和3年の農地集積率は58.9%と3.7ポイント増加
- 農地中間管理機構等を通じた農地の集約化等に向けた取組を加速化するため、令和4年5月に農業経営基盤強化促進法等の関連法（令和5年4月施行）を改正

【スマート農業の推進】

- 農林水産省では、課題の解決や経営改善の効果を明らかにするため、令和元年度からこれまでに全国205地区でスマート農業実証プロジェクトを展開。その結果、総労働時間が短縮された地区が多く確認されたほか、稲作において、ほ場毎の収量や作業時間等のデータを用いて作業を最適化し、収益を改善させた事例や、施設園芸において、統合環境制御装置によって収量・品質を改善させた事例等、導入コストを差し引いても経営収支が改善した事例を確認。
- スマート農業の導入は新規就農者等の参入を容易にするほか、生産性向上に有効であることが確認された。農林水産省は、「スマート農業推進総合パッケージ」（令和4年6月改訂）で示す施策の方向性に基づき、スマート農業の社会実装の加速化に取り組んでいるところ。

国内人材に関し、就労状況の把握や人材の確保のための取組及び成果

主な取組と成果は以下のとおり。

【新規就農】

- 49歳以下の新規就農者数は、2万人程度の横ばいで推移
- 新規就農者は、農地の確保、資金の確保、営農技術の取得等が、経営開始時の大きな課題となっており、就農しても経営不振等の理由から定着できない就農者がいることを踏まえて、就農直後の経営確立を支援する資金を交付
- 雇用就農促進のための資金を交付

【女性の活躍】

- 女性が働きやすい環境の整備や地域をけん引する女性リーダーの育成等の取組を支援
- 新規就農者に占める女性の割合は令和3年に24.4%にとどまっているものの、49歳以下の女性の新規就農者は令和元年で4,620人、令和2年で5,430人、令和3年は5,540人であり、2年連続で増加

【農福連携】

- 障害者等の農業分野での雇用・就労を推進する農福連携の認知度の向上や人材の育成、施設整備等への支援等
- 令和3年度には、農福連携に取り組む団体等の優良事例25団体を「ノウフク・アワード2021」として表彰
- 農福連携に取り組む主体の数は、令和3年度は、前年度に比べて2割増加

治安への影響を踏まえて講じた措置

- 農業分野の特定技能外国人の就労環境や生活環境についての満足度調査を特定技能外国人が直接回答できる手法で実施し、当該調査結果を農業分野の協議会運営委員会で共有
- 農業分野の協議会では、失踪を含めた諸問題について情報や課題を共有。農業分野の協議会運営委員会においてその対応方策を検討

特定技能外国人が大都市圏など特定の地域に集中しないための取組（地方における人手不足状況の把握を含む。）及び成果

- 毎年度、優良事例を収集し、全国に展開
- 農業分野の協議会を全国と地方9ブロックに組織
- 外国人材が不足している地域についてその状況及び課題を把握し、新型コロナウイルス感染症の影響により外国人材の新規入国が困難な時期には、雇用維持支援により在留する外国人材等を代替人材として雇い入れる場合のかけこみ経費を支援
- 賃金水準が比較的低く、特定技能外国人の活用が多い県を抱える九州ブロックと沖縄ブロックの協議会においては、大都市圏への流出状況について調査を行うなどの取組を実施
- 令和元年度から全都道府県で「農業技能測定試験」を実施し、地方での受検機会確保に努めている。

分野別の協議会の運営や取組状況

「農業特定技能協議会」規約に基づき農業特定技能協議会の下、運営委員会及び地域協議会を組織し、共有する情報等協議会の運営に必要な事項を決定【開催状況】：別紙参照

（協議会）
第1回：平成31年3月27日

（運営委員会）
第1回：平成31年3月27日
第2回：令和元年5月28日
第3回：令和元年9月5日
第4回：令和2年1月10日
第5回：令和2年8月4日
第6回：令和3年3月24日
第7回：令和4年2月22日

（北海道地域）
第1回協議会：令和元年6月28日
第1回運営委員会：令和元年6月28日

（東北地域）
第1回協議会：令和元年7月3日
第1回運営委員会：令和元年7月3日
第2回運営委員会：令和2年7月27日
第3回運営委員会：令和3年7月30日

（関東地域）
第1回協議会：令和元年6月5日
第1回運営委員会：令和元年6月5日

（北陸地域）
第1回協議会：令和元年7月8日

（東海地域）
第1回協議会：令和元年6月27日
第1回運営委員会：令和元年6月27日

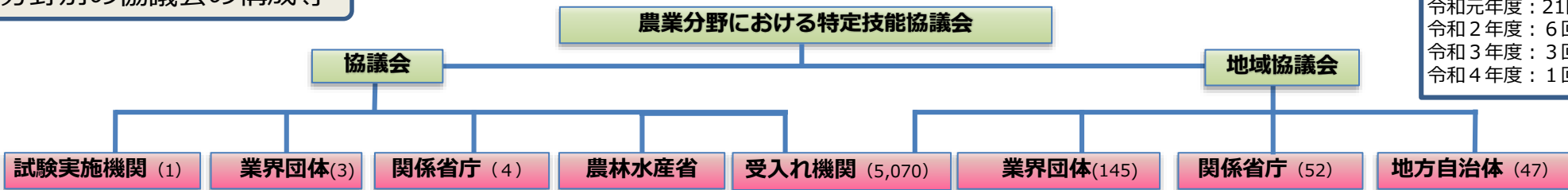
（近畿地域）
第1回協議会：令和元年6月29日
第2回協議会：令和2年7月2日

（中国四国地域）
第1回協議会：令和元年7月3日

（九州地域）
第1回協議会：令和元年6月13日
第1回運営委員会：令和元年6月13日
第2回運営委員会：令和元年9月30日
第3回運営委員会：令和元年11月29日
第4回運営委員会：令和2年3月10日
第5回運営委員会：令和3年2月5日

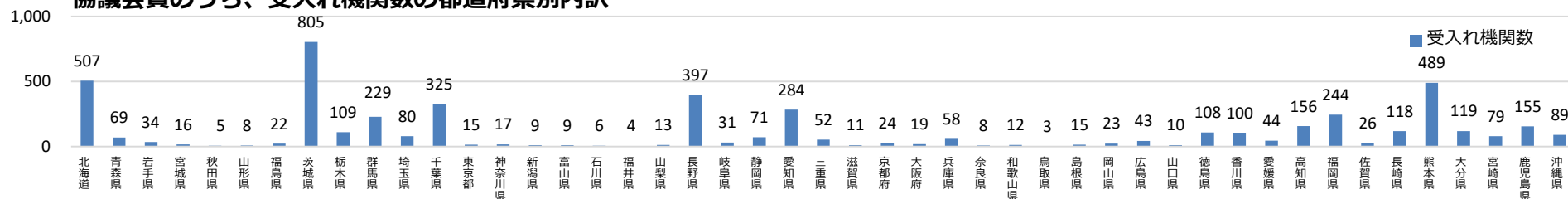
（沖縄地域）
第1回協議会：令和元年7月8日
第1回運営委員会：令和元年7月8日
第2回運営委員会：令和2年9月28日
第3回運営委員会：令和3年9月24日
第4回運営委員会：令和4年9月26日

分野別の協議会の構成等



開催状況 合計33回
平成30年度：2回
令和元年度：21回
令和2年度：6回
令和3年度：3回
令和4年度：1回

協議会員のうち、受入れ機関数の都道府県別内訳



分野別運用方針の記載事項に関する取組状況

生産性向上のための取組及び成果	漁業の生産性向上を目的として、操業の効率化や省力化を図るため、機器等の導入やリース方式による漁船・漁具等の導入を支援している。漁業者1人当たりの生産量が、27.8トン（平成27年）から31.2トン（令和2年）へ増加。
国内人材に関し、就労状況の把握や人材の確保のための取組及び成果	補助事業等により、①漁業就業相談会や漁業体験、②長期研修、③次世代人材投資、④経営技術向上支援等の取組を支援している。毎年2,000人程度（令和元年1,729人、令和2年1,707人、令和3年1,744人）の新規就業者を確保。
治安への影響を踏まえて講じた措置	漁業特定技能協議会において、構成員である漁業団体（外国人の雇用先の事業者側）や労働組合（漁業に携わる船員や外国人が加入）から、行方不明や悪質な送出国機関の存在等の事案について情報提供・関係機関と共有する体制を取っている。現在のところ、そういった事例は生じていないが、把握した事項について制度所管省庁に情報共有することとしている。
特定技能外国人が大都市圏など特定の地域に集中しないための取組（地方における人手不足状況の把握を含む。）及び成果	外国人材本人の意向や技能実習2号受入れ経営体による継続雇用の意向を尊重し、他地域及び他の漁業種類で雇用されている外国人材を積極的に引き抜き雇用することを自粛することを特定技能協議会・漁業分科会で申し合わせており、遵守事項として規定。
分野別の協議会の運営や取組状況	<p>平成31年3月27日 第1回漁業特定技能協議会 令和元年5月17日 第1回漁業特定技能協議会（幹事会） 令和元年7月30日 第2回漁業特定技能協議会 第1回漁業分科会 第1回養殖業分科会 令和元年10月8日 第2回漁業分科会 令和元年11月11日 第2回漁業特定技能協議会（幹事会） 令和元年12月24日 第3回漁業分科会 令和2年3月13日 第3回漁業特定技能協議会（幹事会） 令和2年4月1日 第4回漁業分科会 令和2年6月29日 第4回漁業特定技能協議会（幹事会） 令和3年7月28日～8月4日 第5回漁業特定技能協議会（幹事会） 書面開催 令和4年5月27日 第6回漁業特定技能協議会（幹事会） 令和4年9月8日 第4回漁業分科会 令和4年11月22日 第2回養殖分科会 令和4年12月21日 第3回漁業特定技能協議会</p>

分野別の協議会の構成等

漁業分野における特定技能協議会 （漁業及び養殖業の2分科会）

開催状況

※上記「分野別の協議会の運営や取組状況」参照



協議会員のうち、受入れ機関数の都道府県別内訳

※都道府県別の集計なし

- 北海道
- 青森県
- 岩手県
- 宮城県
- 秋田県
- 山形県
- 福島県
- 茨城県
- 栃木県
- 群馬県
- 埼玉県
- 千葉県
- 東京都
- 神奈川県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 山梨県
- 長野県
- 岐阜県
- 静岡県
- 愛知県
- 三重県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 鳥取県
- 島根県
- 岡山県
- 広島県
- 山口県
- 徳島県
- 香川県
- 愛媛県
- 高知県
- 福岡県
- 佐賀県
- 長崎県
- 熊本県
- 大分県
- 宮崎県
- 鹿児島県
- 沖縄県

分野別運用方針の記載事項に関する取組状況

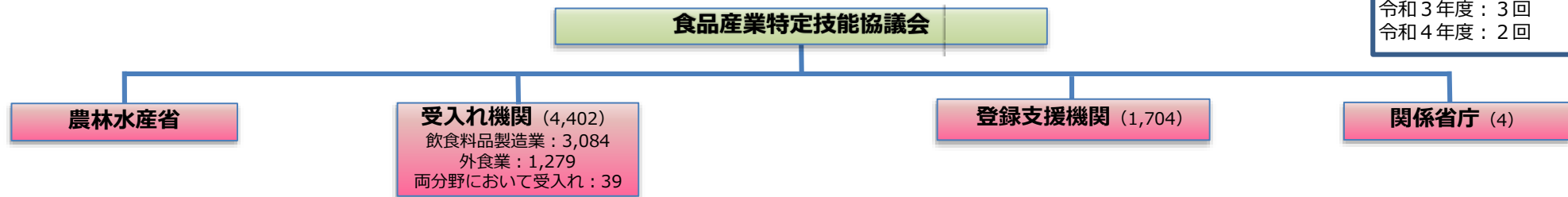
生産性向上のための取組及び成果	<p>飲食料品製造業界では、生産性向上のための取組として、AI、ロボット、IoT等を活用した食品の製造・品質管理等の自動化、リモート化技術、さらにはコロナ対策の更なる向上のための非接触型技術等を促進するため、その企業活動について補助事業などの活用を促している。</p> <p>食品産業における一人当たりの年間付加価値額は同じ製造業と比べて6割程度となっているが、特定技能制度発足の調査年度から比較すると食品製造業の労働生産性は増加傾向にある。（財務省「法人企業統計」から算出）</p> <p>一方、食料品製造業の有効求人倍率は特定技能制度発足当時の令和元年4-6月期は2.81で、その後コロナ禍で多少の増減はあるものの令和4年4-6月期は2.98と微増な状況で、同時期の全産業の有効求人倍率1.17と比較しても高く、人手不足感は変わっていない。（厚生労働省「有効求人倍率」から算出）</p> <p>食品製造業は、傷みやすく均一性の乏しい生鮮品を取り扱うことが多いため、産出額当たりの人手が多くかかり、他産業に比べて労働生産性が低いという特徴があるが、上記記載のとおり、食品企業等の一層の生産性向上のため、国として補助事業等によるサポートを引き続き実施していく。</p>
国内人材に関し、就労状況の把握や人材の確保のための取組及び成果	<p>国内人材の確保に関しては、引き続き、女性・高齢者が働きやすい雇用環境の改善や研修・セミナーの開催等の取組を推進しているところ。</p> <p>食料品製造業の女性就業者の割合は令和3年で53%であり、全製造業平均の28%を大幅に上回っている（令和元年から令和3年までの3年間で食料品製造業の女性就業者の割合は平均52%前後で推移している。）ほか、食料品製造業の60歳以上従事者は令和3年に21%となり、全製造業平均の16%を上回っている（令和元年から令和3年までの3年間で食料品製造業の高齢雇用者の割合は平均21%で全製造業の3年間の平均16%を上回っている）。（厚労省「雇用動向調査」及び総務省「労働力調査」から算出）</p>
治安への影響を踏まえて講じた措置	<p>特定技能所属機関等から特定技能外国人の受入れにより行方不明者が発生している等の報告は特段寄せられておらず、治安上の問題となりうる事項は把握していない。</p>
特定技能外国人が大都市圏など特定の地域に集中しないための取組（地方における人手不足状況の把握を含む。）及び成果	<p>「飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験」の国内における試験は、大都市に限らず地方も含めて幅広く実施するという観点から、令和4年度は全国16か所で実施した（令和2年度は16か所、令和3年度は9か所）。また、各地域において特定技能外国人の就業が円滑に行われるよう、試験の開催場所・頻度等の調整に努めた。</p> <p>一方、協議会において、本制度の趣旨や優良事例を補助事業の一環として実施しているセミナーや、記事や動画等で優良事例の紹介を行うことによりを全国の会員に周知した。また、年末や年度末の人の出入りが多い時期に、引き抜き防止の周知・徹底を協議会会員に対し、メールで一斉送信した。</p> <p>【参考】「飲食料品製造業分野外食業分野特定技能 支援サイト」 https://www.lapita.jp/sghr/maff/foodindustry/</p>
分野別の協議会の運営や取組状況	<p>食品産業特定技能協議会は平成31年3月下旬に発足しているが、その後四半期ごとに協議会運営委員会を実施している。制度発足当初は対面での実施を主体に行っていたものの、コロナ禍の影響もあり、現在は書面による開催を中心に実施。飲食料品製造業分野及び外食業分野からなる運営委員に対し、最新のトピックの提供を行ったり、必要に応じ課題に対する意見を求める等の運営を行っている。</p>

分野別運用方針の記載事項に関する取組状況

<p>生産性向上のための取組及び成果</p>	<p>各企業ではセルフオーダーシステム、キャッシュレス化によるサービスの省力化やその他店舗運営に係る各種業務のICT化等による業務の省力化・省人化等が行われ、こういった優良事例や生産性向上に向けた手引き等を広く周知。令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げ等が減少しており、比較できない。 (参考) 一人当たり労働生産性：平成28年度234万円→令和元年度239万円 ※出典：経済産業省「企業活動基本調査」</p>
<p>国内人材に関し、就労状況の把握や人材の確保のための取組及び成果</p>	<p>女性・高齢者を含む多様な人材を確保・維持する観点から、物理的な作業負担の軽減や安全対策の強化、就労状況等の改善の取組が行われており、有給休暇の取得日数の増加や勤務延長や再雇用制度を設ける企業の割合が増加。 高齢者従業員比率は飲食店で平成29年度12.9%から令和3年度13.4%と増加（全産業平均：13.5%（令和3年度））、女性従業員比率は平成29年度60.7%、令和3年度60.5%（全産業平均：44.8%（令和3年度））と高水準で推移（厚生労働省「労働力調査」）。 (参考) 労働者1人当たり有給休暇の取得日数：（宿泊・飲食サービス業）平成28年5.4日→令和3年6.6日 一律定年制を定めている企業における勤務延長制度、再雇用制度の企業割合：（宿泊・飲食サービス業）平成28年85.4%→令和3年91.7% ※出典：厚生労働省「就労条件総合調査」</p>
<p>治安への影響を踏まえて講じた措置</p>	<p>特定技能所属機関や関係機関等から情報収集を行っているが、治安上の問題となり得る事項は把握しておらず、深刻な治安上の影響が生じる恐れも認められなかった。</p>
<p>特定技能外国人が大都市圏など特定の地域に集中しないための取組（地方における人手不足状況の把握を含む。）及び成果</p>	<p>「外食業特定技能1号測定試験」の国内における試験は、大都市に限らず地方も含めて幅広く実施するという観点から、北海道から沖縄県まで大都市圏以外の地方を含めた全国16か所（R4年度）で実施。また、各地域において特定技能外国人の就業が円滑に行われるよう、試験の開催場所・頻度等の調整に努めた。【参考】R2年度：16か所、R3年度：9か所 本制度の趣旨や優良事例については、農林水産省HPで周知するほか、セミナーの開催や動画等を作成し全国に周知する取り組みを支援。 【参考】「飲食料品製造業分野外食業分野特定技能 支援サイト」 https://www.lapita.jp/sghr/maff/foodindustry/</p>
<p>分野別の協議会の運営や取組状況</p>	<p>食品産業特定技能協議会は平成31年3月下旬に発足。四半期ごとに協議会運営委員会を開催。制度発足当初は対面での開催だったが、新型コロナウイルス感染症の影響で現在は書面により開催。飲食料品製造業分野及び外食業分野の運営委員に対し、特定技能に関する情報提供を行うとともに必要に応じ課題に対して意見を求めている。</p>

分野別の協議会の構成等

開催状況 合計 9回
 令和元年度：3回
 令和2年度：1回
 令和3年度：3回
 令和4年度：2回



協議会員のうち、受入れ機関数の都道府県別内訳

